(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)

第八条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー

ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)の

一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正

後

(趙旨)

「〜三 (各) 基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。の十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるの十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法

一~三 (略)

準用する場合を含む。)、第三十七条(第六十四条及び第八十 五条において準用する場合を含む。)、第三十七条の二(第六 を含む。)、第三十三条(第六十四条及び第八十五条において 四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十 条において準用する場合を含む。)、第二十八条の二(第六十 準用する場合を含む。)、第十二条(第六十四条及び第八十五 き基準 第七十七条並びに第八十八条第二項の規定による基準 十二条第十号及び第十一号、第五十三条、 十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、 に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべ 条第二項(第六十四条及び第八十五条において準用する場合 法第百十五条の十四第二項の規定により、 第十一条第一項 (第六十四条及び第八十五条において 第六十七条第 同条第三項第四号

(管理者)

(略)

事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護い。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護とに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならなは、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ご第六条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者

(趣旨)

改

正

前

第

一〜三 (略

兀 十三条、第六十七条第二項、第七十七条及び第八十八条第二項 準用する場合を含む。)、第三十七条(第六十四条及び第八十 を含む。)、第三十三条(第六十四条及び第八十五条において 四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十 条において準用する場合を含む。)、第二十八条の二(第六十 準用する場合を含む。)、第十二条(第六十四条及び第八十五 の規定による基準 十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第五 五条において準用する場合を含む。)、第三十七条の二(第六 一条第二項(第六十四条及び第八十五条において準用する場合 き基準 に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべ 法第百十五条の十四第二項の規定により、 第十一条第一項(第六十四条及び第八十五条において 同条第三項第四号

五・六(略)

、管理者

事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護い。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護とに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならなは、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所第六条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者

事業所、 予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他 施設等の職務に従事することができるものとする。 0)

2

略

(利用定員等

第九条

(略)

2

サービス(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをい 医療施設の運営(第四十四条第七項及び第七十条第九項において 防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第八条第二十五項 は指定介護予防支援(法第五十八条第一項に規定する指定介護予 防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しく 定介護予防サービス(法第五十三条第一項に規定する指定介護予 法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。) 、指 定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(う。)、指定地域密着型サービス(法第四十二条の二第一項に規 を有する者でなければならない。 を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第二十六条の規定 に規定する介護保険施設をいう。) 若しくは健康保険法等の一部 による改正前の法第八条第一項第三号に規定する指定介護療養型 指定居宅サービス事業等」という。)について三年以上の経験 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 指定居宅 2

管理者

第十条 型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務 型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用

> ものとする。 敷地内にある他の事業所、 予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一 施設等の職務に従事することができる

2 (略)

(利用定員等)

第九条 (略)

)について三年以上の経験を有する者でなければならない。 施設 防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しく び第七十条第九項において「指定居宅サービス事業等」という。 第四十四条第六項において同じ。 有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四 に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療 防支援をいう。)の事業又は介護保険施設 は指定介護予防支援(法第五十八条第一項に規定する指定介護予 定介護予防サービス(法第五十三条第一項に規定する指定介護予 法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指 定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(う。)、指定地域密着型サービス(法第四十二条の二第一項に規 サービス(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをい 十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。 十三号) 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 (健康保険法等の一部を改正する法律 附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を) の運営(第四十四条第七項及 (平成十八年法律第八 (法第八条第二十五項 指定居宅

(管理者

第十条 型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用 型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、

他の職務に従事し、又は他の事業所、 場合は、 の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、 通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護 とができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の 施設等の職務に従事するこ 他

2

略

第三十二条 ればならない。 他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、 が概要、 (以下この条において単に 介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 「重要事項」という。)を掲示しなけ 運営規程 指定介

2 付け、 した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 前項の規定による掲示に代えることができる。 かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることによ 重要事項を記載

2

3 (事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は 原則として 重

(記録の整備)

第四十条

(略)

2 ない。 げる記録を整備し、 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 その完結の日から二年間保存しなければなら 利用者に対する

(略)

場合は、 従事し、 することとしても差し支えない。 該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に 予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当 職務に従事することができるものとする。 他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 同 敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事 なお、共用型指定介護

2 (略)

第三十二条 の概要、 他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 を掲示しなければならない。 護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、 介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 運営規程 指定介

(新設) ることにより、 業所に備え付け、 事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 同項の規定による掲示に代えることができる。 かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させ 前項に規定する

(記録の整備)

第四十条 (略)

2 ない。 げる記録を整備し、 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 その完結の日から二年間保存しなければなら 利用者に対する

(略)

内容等の記録 一内容等の記録 一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの

い理由の記録及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様三 第四十二条第十一号の規定による身体的拘束その他利用者の

五 第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録四 第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録

、深っに記さいでいい。 7、第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して

採った処置についての記録

(略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

次に掲げるところによるものとする。に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、第四十二条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第四条

一~九 (略)

該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急- 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記一が一が一一前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

録しなければならない。

十二~十五

(略)

(従業者の員数等)

2~5 (略) 第四十四条 (略)

容等の記録
二 第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内

(新設)

第二十四条に規定する市町村への通知に係る記録

第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五四三

った処置についての記録 第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採

六 (略)

に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、第四十二条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第四条(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

一~九 (略)

次に掲げるところによるものとする。

(新設)

(新設)

十~十三 (略)

防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予

(従業者の員数等)

第四十四条 (略

2~5 (略)

6 する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置く に従事することができる。 模多機能型居宅介護従業者は、 業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規 ほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関 同表の中欄に掲げる施設等の職務

7		
S 13 (略)	(略)	当該指定介護 のいず が併設され がが併設され ががず ががずず がずず がずず
	(略)	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型が護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護を対応を
	(略)	介護職員

(管理者)

第四十五条 事し、又は他の事業所 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従 事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定 施設等の職務に従事することができるも

のとする。

する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置く に従事することができる。 模多機能型居宅介護従業者は、 業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規 ほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関 同表の中欄に掲げる施設等の職務

6

		7 13 (略)
(略)	(略)	(略)
	は介護医療院	
	所であるものに限る。)又	
	する療養病床を有する診療	
	第七条第二項第四号に規定	
	二十三年法律第二百五号)	
	型医療施設(医療法(昭和	ている場合
	人保健施設、指定介護療養	れかが併設され
	介護老人福祉施設、介護老	る施設等のいず
	型介護老人福祉施設、指定	所に中欄に掲げ
	型特定施設、指定地域密着	型居宅介護事業
	介護事業所、指定地域密着	防小規模多機能
介護職員	指定認知症対応型共同生活	当該指定介護予

(管理者

第四十五条 護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従 予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、 事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従 する前条第六項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定 3 2

略

ない場合を除き、

者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得

身体的拘束等を行ってはならない。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、 身体的拘束等

第五十三条 介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用 (身体的拘束等の禁止) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定

2

3

(略

(身体的拘束等の禁止)

第五十三条 ない場合を除き、 者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得 介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用 (以 下 「身体的拘束等」という。 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為)を行ってはならない。

2 (略

(新設)

護事業所をいう。 随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準第 きるものとする。 規定する第一号介護予防支援事業を除く。 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第一号ニに の事業に係る職務を含む。 指定を併せて受け、 条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。 年厚生省令第三十七号。 サービス等の事業の人員 護事業者をいう。 着型サー 介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項 対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問 三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 の項の中欄に掲げる施設等の職務、 に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう 以下同じ。 第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第六十 ビス基準第六条第一 が 以下同じ。 以下同じ。 指定夜間対応型訪問介護事業者 一体的な運営を行っている場合には、 以 下 設備及び運営に関する基準 若しくは法第百十五条の四十五第 項に規定する指定夜間対応型訪問介)の職務 「指定居宅サービス等基準」という 指定訪問介護事業者(指定居宅 同 (当該指定定期巡回・随時 敷地内の指定定期巡回 に従事することがで 以下同じ。 (指定地域密 (平成十 これら 以下同

2 • 3 (略)

の適正 その他の従業者に周知徹底を図ること。 月に一回以上開催するとともに、その結果について、 ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレ 化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。 介護職員

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

の研修を定期的に実施すること。 介護職員その他の従業者に対し 身体的拘束等の適正化のた

減に資する方策を検討するための委員会の設置) (利用者の安全並びに介護サー ビスの質の確保及び職員の負担軽

第六十二条の二 電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的 び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ 護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及 取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の に開催しなければならない。 介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、

(記録の整備)

第六十三条 (略)

2 ならない。 に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければ る指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対す

た具体的なサービスの内容等の記録 次条において準用する第二十一条第二項の規定による提供し

第五十三条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間

兀

(新設)

(記録の整備)

第六十三条 (略)

2 ならない。 に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければ る指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、 利用者に対す

一·二 (略)

具体的なサービスの内容等の記録 次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した

第五十三条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間

記録 、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の

知に係る記録
五次条において準用する第二十四条の規定による市町村への通

内容等の記録
・ 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の

状況及び事故に際して採った処置についての記録七、次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の

八 (略)

(管理者)

設等の職務に従事することができるものとする。 は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かな第七十一条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共

2 · 3 (略)

(管理者による管理)

录。その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記

に係る記録
五次条において準用する第二十四条に規定する市町村への通知

容等の記録 容等の記録 おりまする第三十六条第二項に規定する苦情の内

況及び事故に際して採った処置についての記録七 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状

八 (略)

(管理者)

介護事業所の職務に従事することができるものとする。同生活住居ごとに専らその職務に従事し、又は同一敷地内にあは、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあは、当該共同生活住居の他の職務に従事する常勤の管理者を置かない場合との職務に従事する常勤の管理者を置かな第七十一条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共

2·3 (略)

(管理者による管理)

(新設)	が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協
	の `
(新設)	5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機 めるように努めなければならない。
	感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新
	新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症)、次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、
	百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(下及て原発症の患者に対する医療に関する治律(平反十年治律第
(新設)	
	村長に届け出なければならない。護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町
	対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の
(新設)	定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、一年に一
	ていること。 「一種でするがあった場合において診療を行う体制を一常時確保し」
	業
	相談対応を行う体制を、常時確保していること。
	一 利用者の病犬が急変した場合等こおいて医師又は看獲職員が 満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
	に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を
(新設)	2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定
第八十二条 (略)	第八十二条 (略)
(協力医療機関等)	(協力医療機関等)

護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させるこ とができるように努めなければならない

7 : 8| (略)

(記録の整備)

第八十四条

2 する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の ればならない。 各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなけ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対

内容等の記録 第七十五条第二 |項の規定による提供した具体的なサービスの

第七十七条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の

知に係る記録 次条において準用する第二十四条の規定による市町村への通

Ŧī. 内容等の記録 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の

状況及び事故に際して採った処置についての記録 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の

(略)

(準用

第八十五条 四項及び第三十九条第五項を除く。)、第五十六条、第五十八条 第三十四条まで、 第二十四条、 第六十条及び第六十二条の二の規定は、指定介護予防認知 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十三 第二十六条、第二十八条の二、第三十一条から 第三十六条から第三十九条まで(第三十七条第

2 3

(略)

(記録の整備)

2 第八十四条 (略)

ればならない。 各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなけ する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対

容等の記録 第七十五条第二 |項に規定する提供した具体的なサービスの内

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記 第七十七条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間

に係る記録 次条において準用する第二十四条に規定する市町村への通知

五. 容等の記録 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内

六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状 況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

(準用)

第八十五条 第十一条、 第三十四条まで、 の二及び第六十条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活 四項及び第三十九条第五項を除く。)、第五十六条、第五十八条 条、第二十四条、 第三十六条から第三十九条まで(第三十七条第 第二十六条、第二十八条の二、第三十一条から 第十二条、第十四条、第十五条、第二十三

模多機能型居宅介護事業者」とあるのは 護について知見を有する者」と、 知見を有する者」とあるのは 予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と 三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「介護 第二十八条の二第二項、 のは「第七十九条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、 症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合におい 応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 第五十六条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあ 第三十九条第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について 第二十六条第二項中 第十一条第一項中「第二十七条に規定する運営規程」とある 「介護従業者」と、第五十八条の二中「指定介護予防小規 「この節」とあるのは 第三十一条第二項第一号及び第三号、第 「介護予防認知症対応型共同生活介 「六月」とあるのは「二月」と 「指定介護予防認知症対 「第四章第四節 ㄴ と

項中 二項、 護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護 者」と、第五十八条の二中「指定介護予防小規模多機能型居宅介 有する者」と、 とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」 通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、 びに第三十七条の二第一号及び第三号中「介護予防認知症対応型 に規定する重要事項に関する規程」と、 項中「第二十七条に規定する運営規程」とあるのは「第七十九条 介護の事業について準用する。この場合において、 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは 業者」と読み替えるものとする。 「この節」とあるのは「第四章第四節」と、 第三十一条第二項第一号及び第三号、 「六月」とあるのは 「二月」と、第五十六条中「 同項、 第三十二条第一項 第二十八条の二第 第三十九条第 第二十六条第 第十一条第 「介護従業 並